

受給者証をお送りします。

「自己負担上限額管理票」は受給者証と一緒に管理してください。

同封の「自己負担上限額管理票」は、受給者証と一緒に、保険医療機関や保険薬局の窓口で提示して、支払額を記載してもらってください。

同封の「自己上限額管理票記載例」を御参照ください。

なお、対象となる医療は、B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療です。

受給者証の有効期間は1年間です。有効期間を超えて治療継続が必要となった場合は、必ず、有効期間が満了する1か月前までに、更新申請をお願いします。

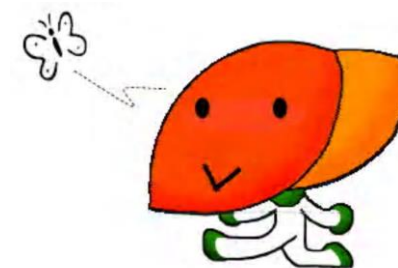
#### ◇保健所窓口

保健所名	住所・電話番号
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町 1-1-1 086-803-1262
倉敷市保健所	倉敷市笹沖 170 086-434-9810
備前保健所	岡山市中区古京町 1-1-17 086-272-3934
東備支所	和気町和気 487-2 0869-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島 1083 086-434-7024
井笠支所	笠岡市六番町 2-5 0865-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似 286-1 0866-21-2836
新見支所	新見市高尾 2400 0867-72-5691
真庭保健所	真庭市勝山 591 0867-44-2990
美作保健所	津山市椿高下 114 0868-23-0163
勝英支所	美作市入田 291-2 0868-73-4054

## 肝炎治療特別促進事業

受給者証をお送りします。

【核酸アナログ製剤治療編】



厚生労働省の肝炎総合対策におけるマスコットです。

岡山県保健福祉部  
健康推進課

電話: 086 (226) 7331

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

## いろいろな手続きについて

各種様式は岡山県ホームページからダウンロードできます。  
お近くの保健所にもあります。

### ◇受給者証がお手元に届くまでの間に、自己負担限度額（月額）を超えて支払った場合は？

「肝炎治療費等支給申請書」（入院・通院）に医療機関や保険薬局での証明をもらって、保健所へ提出してください。2枚以上の証明がある場合は、まとめて申請してください。限度額を超えて支払われた医療費をお支払いします。

なお、高額療養費制度に該当される場合には、先にそちらの手続きをお願いします。

#### 肝炎相談センター（岡山大学病院内）

専門の看護師や医師が、医療に関する相談をお受けしています。

電話番号：086-235-6851

受付時間：月～金曜日の9:00～17:00

### ◇受給者証に記載されていない医療機関等を受診するには？

事前に「医療機関追加届」により保健所へ届出をしていただく必要があります。追加した医療機関等で公費負担が受けられるのは、原則として、保健所で受け付けた日以降になります。

受給者証と印鑑をもって保健所にお越しください。保健所の窓口で、医療機関等の追加をさせていただきます。

### ◇住所、氏名、加入医療保険がかわったときは？

住所、氏名、加入医療保険などがかわったときは、「治療受給者証変更届」により保健所へ届出をお願いします。

また、受給者証を破損、紛失した際は、「治療受給者証再交付申請書」により保健所へ申請をお願いします。

### ◇受給者証の有効期間を超えて治療継続が必要な場合は？

核酸アナログ製剤治療については、主治医（専門医）が、治療継続が必要と認める場合は更新が可能です。

有効期間が満了する1か月前までに、保健所へ更新の申請をお願いします。

#### （必要な書類）

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書
- ② 核酸アナログ製剤治療更新診断書  
又は直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料（更新申請のみ）
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 世帯全員（義務教育以下を除く）の最新の市町村民税課税証明書
- ⑤ 健康保険証のコピー